

平成22年度環境省政策評価実施計画（案）

平成22年 4月 1日
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日までの1年間とする。

2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添1の「環境省施策体系」に掲げる「施策」を対象とする。

3 事後評価の方法等

(1) 評価方式

実績評価方式による評価を実施する。

(2) 評価の実施方法等

環境省政策評価基本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

① 各施策の総括課は、関係課室等と協力しつつ、平成23年度の重点施策の企画立案に先立って事後評価を実施し、その結果を別添2の事後評価シートに記述して、4月中旬を目途に政策評価広報課に提出する。（注：別添2は省略）

② 各施策の総括課は、当該施策の方針及び目標の達成状況を把握し、必要性、有効性及び効率性の観点のほか、その他必要な観点から評価を行い、記述する。

なお、事後評価シートは、できるだけ簡潔かつ具体的に記載するものとし、外部要因等についても明らかにする。

③ 政策評価広報課は、提出された事後評価シートについて各施策の総括課と連絡調整を図り、必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。

④ 政策評価広報課は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価委員会の意見及び国民の意見を求め、8月末までに平成21年度環境省政策評価書（事後評価）として公表する。

⑤ 評価の結果は、平成23年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、特に、政策評価が無駄の削減に一層資するように予算の効率化等に努める。

政策評価広報課は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。

~~4 その他の事後評価~~

~~成果重視事業（モデル事業）については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」により事後評価（事業評価方式）を行う。~~

環境省施策体系

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省 の ま ま 命	1.地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1-1.国内における温室効果ガスの排出抑制 1-2.森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 1-3.京都メカニズム活用の推進
	2.地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 2-1.オゾン層の保護・回復 2-2.酸性雨・黄砂対策 2-3.海洋環境の保全 2-4.地球環境分野における国際協力・研究調査等
	3.大気・水・土壌環境等の保全	<ul style="list-style-type: none"> 3-1.大気環境の保全 3-2.大気生活環境の保全 3-3.水環境の保全 3-4.土壌環境の保全 3-5.ダイオキシン類・農薬対策
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 4-1.国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2.循環資源の適正な3Rの推進 4-3.一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4.産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5.廃棄物の不法投棄の防止等 4-6.浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組 5-2.自然環境の保全・再生 5-3.野生生物の保護管理 5-4.動物の愛護及び管理 5-5.自然とのふれあいの推進
	6.化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 6-1.環境リスクの評価 6-2.環境リスクの管理 6-3.リスクコミュニケーションの推進 6-4.国際協調による取組 6-5.国内における毒ガス弾等対策
	7.環境保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 7-1.公害健康被害対策(補償・予防) 7-2.水俣病対策 7-3.石綿健康被害救済対策 7-4.環境保健に関する調査研究
	8.環境・経済・社会の統合的向上	<ul style="list-style-type: none"> 8-1.経済のグリーン化の推進 8-2.環境に配慮した地域づくりの推進 8-3.環境パートナーシップの形成 8-4.環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成
	9.環境政策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 9-1.環境基本計画の効果的实施 9-2.環境アセスメント制度の適切な運用と改善 9-3.環境問題に関する調査・研究・技術開発 9-4.環境情報の整備と提供・広報の充実

(40目標)